

(4) 教育課程の編成

イ 必要性

発災後、全ての公立小中学校は臨時休業となり、学校再開が最も遅かった学校は5月10日と、通常の年に比べ始業式が1ヶ月程度遅れた。そのため、各学校では、学校行事の実施や必要な年間授業日数の確保が困難となったことから、各地域の被災の実態を踏まえた弾力的な教育課程の編成ができるよう調整を図ることが求められた。

ロ 対応

(イ) 課程の修了の認定、補充のための授業等についての指導・助言

「[平成23年\(2011年\)東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について](#)」(平成23年3月14日付け22文科初第1714号文部科学副大臣通知)を受け、県教育委員会として各方面からの問い合わせに対応した。

(ロ) 学校再開マニュアルの参考送付

被災地においては、避難所となっている小中学校が多数存在し、その対応に追われていたことから、3月14日に地震災害時における学校再開のマニュアル(兵庫県教育委員会作成)を学校再開の参考として活用するよう各市町村教育委員会及び各教育事務所(地域事務所)あて通知した。

(ハ) 年度またぎの卒業式・修了式の実施にかかる助言

被災地教育委員会からの「年度をまたいでの卒業式及び修了式の開催について」の問い合わせへの助言とともに、3月17日に全市町村教育委員会あて回答を発出した。

(ニ) 新学期始動日の提示

県教育委員会では、非常時だからこそ目標期日をまず設定し、次代を担う子どもたちの教育を再開する意志を示すことが重要と考え、新学期始動の日を4月21日と定め、3月23日に各県立学校に通知したのを機に、各市町村教育委員会にも説明し、この日を目途に学校再開の準備が進められるよう支援を開始した。

(ホ) 学校行事や授業時数の確保にかかる指導・助言

「東北地方太平洋沖地震の発生に伴う教育課程編成上の留意点について」(平成23年3月25日付け事務連絡文部科学省初等中等教育局教育課程課)を受けて、入学式などの学校行事や授業時数の確保についての指導・助言を市町村教育委員会等に行った。

(ヘ) 教育課程編成にかかる指導・助言

被災市町村教育委員会に派遣した指導主事が、学校再開に向け、教育計画作成等教育課程編成の助言を行うとともに、4月には、各学校が作成した学校経営要録の点検を基に、各教育事務所(地域事務所)ごとに、適切な教育課程が編成されるよう指導・助言を行ってきた。

(ト) 方向性確認のための指導主事代表者会議の開催

4月21日に各教育事務所(地域事務所)の指導主事による指導主事代表者会議を開催し、指導行政の方向性や教育課程の編成等、災害時の柔軟な対応を含め、協議、確認を行った。

(チ) 教育課程の実施状況、実施上の支障の状況等の把握

(a) 「当面校舎等を使用できない小中学校」の状況把握(4月9日から継続実施)

(b) 「学校再開後の教育課程の実施上の支障の状況等について」(6月3日, 10月18日付けで調査, 状況を把握し, 文部科学省に報告)

(c) 教育課程の実施状況等に関する調査(6月1日付けで調査)

学校再開後も校舎使用の目途が立たず臨時休業しなければならなかった学校や, 居住地から離れた学校を間借りしてスクールバスでの移動を余儀なくされ, 週当たりの授業時数を減じて実施せざるを得ない学校もあったことから, 県としての教育課程の実施状況等に関する調査を実施し, 授業時数確保のための手だて等について全小中学校の状況を確認した。

ハ 課題

多くの学校で夏季休業日を短縮するなどして授業時数の確保に努めているが, 教育環境の正常化に向けてはまだ課題が山積していることから, 今後も継続して教育課程の実施状況及びその課題等を把握していく必要がある。また, 児童生徒の生活環境が大きく変化した中で, 今後は児童生徒の学力の維持・向上対策が課題である。